

国立大学法人和歌山大学競争参加資格等審査委員会要項

制 定 平成 7 年 1 0 月 2 7 日

最終改正 平成 2 8 年 3 月 2 5 日

(目的及び設置)

第 1 国立大学法人和歌山大学の建設工事に係る一般競争、指名競争入札及び随意契約を公正かつ厳正に実施するため、競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 審議事項は、次の各号に掲げる事項（第 3 号及び第 4 号については、1 件の予定価格が 2 千万円以上の工事に限る。）とする。

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (3) 指名競争に付そうとする場合における、競争参加者の選定に関する事項
- (4) 随意契約によろうとする場合における、見積依頼の相手方の選定に関する事項
- (5) その他、前 4 号に関連する事項

(組織)

第 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 施設整備課長
- (2) 財務課長
- (3) 施設整備課副課長

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長)

第 4 委員会に委員長を置き、施設整備課長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第 5 委員会の事務は、施設整備課において処理する。

附 則

この要項は、平成 7 年 1 1 月 1 日より施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 7 日一部改正）

この改正要項は、平成 9 年 7 月 7 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 1 年 8 月 1 0 日一部改正）

この改正要項は、平成 1 1 年 8 月 1 0 日から施行し、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 6 年 4 月 1 日一部改正：法人和歌山大学規程第 1 0 3 号）

この改正要項は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 5 月 1 0 日一部改正：法人和歌山大学規程第 5 2 5 号）

この改正要項は、平成 1 8 年 5 月 1 0 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 5 日一部改正：法人和歌山大学規程第 1 7 9 6 号）

この改正要項は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。